

客に接する業務に従事する者の生年月日等の確認について

従業者の区分	確認に用いることができる書類
日本人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民票の写し(本籍の記載があるもの) ○ 住民票記載事項証明書 ○ パスポート ○ その他官公庁が発行した書類 (例) 船員手帳、小型船舶操縦免許証、身体障害者手帳、 猟銃又は空気銃の所持許可証など。 ※ ただし、生年月日、本籍の記載があるものに限る。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ○ パスポート ○ 在留カード
資格外活動の許可を受けている外国人	<ul style="list-style-type: none"> ○ パスポート ○ パスポート(証印なし)+資格外活動許可書or就労資格証明書 ○ 在留カード
特別永住者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別永住者証明書